

事務連絡
令和3年8月6日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関について

新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保については、これまで医療機関において大変なご苦勞をいただいているところであるが、現在、全国的に感染が拡大しており、引き続き確実に病床を確保する必要がある。

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関を含む。）については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号）及び『新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について』の改正について」（令和3年4月1日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、

- ・ 都道府県から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。
- ・ 都道府県においては、G-MIS等により、それぞれの入院受入状況等を確認すること。また、適切に受入れを行っていない医療機関がある場合、入院受入要請を正当な理由なく断っている医療機関がある場合等には、当該医療機関に対して、改めて入院受入体制等を聴取して適切な受入れを要請するなど、確保した即応病床が実効的に活用されるようにすること。聴取の結果、当該医療機関の入院受入体制等では適切な受入れが困難な場合は、当該医療機関の即応病床数を見直すこと。

とされている。正当な理由なく都道府県の入院受入要請に応じず、適切に入院受入を行っていない場合、病床確保料の対象とならないこともあり得るところ、必要に応じ改めてこうした旨を関係機関等に周知するとともに、医療機関と丁寧に調整いただき、適切に事業を実施していただくようお願いする。